平成２５年（フ）第１８６５号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田２丁目９番８号　２Ｆ
債務者　大熊　　勝
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９４４号
横浜市神奈川区斎藤分町26番14―106号
債務者　金子　義秀
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１３号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目11番３―301号つつじハイム松林
債務者　山田　紀子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４４号
北海道旭川市豊岡８条１丁目１番９号
債務者　大和田勇作
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４５号
北海道旭川市旭岡５丁目７番地の８
債務者　二瓶　淳哉
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４６号
北海道旭川市神楽岡５条７丁目１番20号　清水マンションＣ102
債務者　金子　麻衣（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４８号
北海道旭川市川端町２条４丁目１番17号　二之形コーポ１階
債務者　米屋　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４５号
神奈川県厚木市棚沢1579番地７
債務者　柏木瀬里奈
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１００５号
東京都東村山市恩多町３丁目38番地15コーポすみれ101
債務者　久保　義夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８６号
栃木県那須烏山市下境2388番地
債務者　濱田　　正
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５号
大分県宇佐市大字上矢部1086番地
債務者　寺家　忠彦
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月27日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６７８号
東京都台東区根岸５丁目18―11―1108
債務者　大澤　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６８４号
東京都八王子市上柚木２丁目63―６―510
債務者　西岡　康典
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７１３号
神奈川県横浜市港北区鳥山町673―１　シャイン８鳥山２
債務者　鈴木　雅視
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７２６号
神奈川県川崎市幸区古市場1795―16　第３下河原ハイツ305
債務者　小林　　馨
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３１号
東京都新宿区西新宿８丁目５―15
債務者　鴨下由紀子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部